

愛知県知事指定 介護医療院

医療法人社団福祉会 高須病院 介護医療院

(重要事項説明)

令和7年10月現在

1. 当院は、愛知県知事指定介護医療院です。

名称 医療法人社団福祉会 高須病院 介護医療院
住所 愛知県西尾市一色町赤羽上郷中113番地1
指定番号 23B3200028
管理者 笠井保志

2. 介護医療院の目的及び運営方針

当施設は、長期にわたり療養が必要な方に対して施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を提供します。

3. 施設職員の職種ごとの員数と職務内容

介護医療院サービスを担当する職員数と職務内容は次のとおりです。

①医師 1. 3人以上

医師は、入所者の病状に応じて妥当適切に診療を行い、施設職員の管理、指導を行います。

②看護、介護職員

当施設の看護要員数は、次のとおりです。看護要員は入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護、介護を提供します。

看護職員 10人以上（常勤換算）

介護職員 12人以上（常勤換算）

③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1人以上

機能訓練を行います。

④薬剤師 0.4人以上（常勤換算）

薬剤師は、投薬、服薬の指導等を行います。

⑤管理栄養士 1人以上

栄養管理業務を行います。

⑥介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成に関する業務を行います。

⑦歯科衛生士 1人以上

口腔内健康管理業務を行います。

⑧診療放射線技師 1名以上

エックス線撮影業務を行います。

4. 入所者の定員等

介護医療院施設の定員は60人です。

定員を超えて入所をお受けすることはできませんので、ご了承下さい。

なお、併設する高須病院では医療保険の一般病棟（定員49人）があります。介護医療院で治療が不可能の場合は、医療保険の病棟に入院することができます。

また、短期入所療養介護（ショート・ステイ）も希望があればお受けしております。お気軽にご相談下さい。

5. サービスの内容及び利用料

①長期にわたる療養が必要な要介護者を対象とし、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他のお世話及び機能訓練その他必要な医療を提供します。

②入所者6人に1人の看護職員、入所者5人に1人の介護職員を配置しています。夜間も複数の看護・介護要員が勤務しています。

③医師の診察、看護、介護、検査、投薬、注射、処置の一部は、基本的なサービスとして提供します。
この場合は、要介護度に応じて次の費用がかかります。

【多床室ご利用の場合】

要介護1	1日当たり	855円
要介護2	1日当たり	968円
要介護3	1日当たり	1,214円
要介護4	1日当たり	1,318円
要介護5	1日当たり	1,412円

※2割負担の方

要介護1	1日当たり	1,711円
要介護2	1日当たり	1,937円
要介護3	1日当たり	2,428円
要介護4	1日当たり	2,635円
要介護5	1日当たり	2,824円

※3割負担の方

要介護1	1日当たり	2,566円
要介護2	1日当たり	2,905円
要介護3	1日当たり	3,642円

要介護4 1日当たり 3,953円
 要介護5 1日当たり 4,236円

上記の基本料金に、下記が加算されます。

(1単位あたり10,27円で計算されます。自己負担額は1割～3割です)

サービス提供体制強化加算 22単位
 夜間勤務等加算Ⅳ 7単位
 介護職員処遇改善加算 ×1.026倍
 介護職員等特定処遇改善加算 ×1.015倍
 介護職員等ベースアップ等支援加算 ×1.005倍

※西尾市は地域区分6級地に該当するため、介護報酬1単位の単価が10,27円で計算されます。

※自己負担額は概算額です。加算等により増減しますのでご了承ください。

④入所時の食事の費用として、上記以外に次の費用がかかります。

・1日当たり 2,180円(朝食600円、昼食830円、夕食750円)

※入所当日は介護保険・医療保険の併用ができません。夕食の費用として一律630円の自己負担が発生します。

※世帯年収が一定額以下の方には3段階の負担額の軽減措置があります。軽減措置を受けるには市町村の認定が必要となります。軽減措置の詳細や認定申請については市町村の担当窓口にご相談ください。

⑤居住費として下記の費用がかかります。

1日当たり 400円(多床室)

※世帯年収が一定額以下の方には4段階の負担額の軽減措置があります。軽減措置を受けるには市町村の認定が必要となります。軽減措置の詳細や認定申請については市町村の担当窓口にご相談ください。

⑥ご利用者の身体状況等に応じてかかる主な費用として下記のものがあります。

項 目	1割 負担	2割 負担	3割 負担	項 目	1割 負担	2割 負担	3割 負担
療養食加算	6円	12円	18円	感染対策指導管理	6円	12円	18円
経口移行加算	29円	58円	86円	褥瘡対策指導管理Ⅰ	6円	12円	18円
経口維持加算Ⅰ	411円	822円	1232円	褥瘡対策指導管理Ⅱ	10円	21円	31円
経口維持加算Ⅱ	103円	226円	308円	初期入所診療管理	250円	500円	750円
口腔衛生管理加算Ⅰ	92円	185円	277円	重度療養管理	128円	257円	385円
口腔衛生管理加算Ⅱ	113円	226円	339円	重症皮膚潰瘍管理指導	18円	36円	54円
在宅復帰支援機能加算	10円	21円	31円	薬剤指導管理	350円	700円	1050円
初期加算	31円	62円	92円	医学情報提供Ⅰ	220円	440円	660円
若年性認知症患者受入加算	123円	246円	370円	医学情報提供Ⅱ	298円	596円	893円
退所前訪問指導加算	472円	945円	1417円	理学療法Ⅰ	123円	246円	369円
退所後訪問指導加算	472円	945円	1417円	作業療法Ⅰ	123円	246円	369円
退所時情報提供加算	514円	1027円	1541円	言語聴覚療法	203円	406円	609円
退所前情報提供加算	514円	1027円	1541円	集団コミュニケーション療法	50円	100円	150円
訪問看護指示加算	308円	616円	924円	摂食機能療法	208円	416円	624円
排せつ支援加算Ⅰ	10円	21円	31円	短期集中リハビリ	240円	480円	720円
排せつ支援加算Ⅱ	15円	31円	46円	認知症短期集中リハビリ	240円	480円	720円
				自立支援促進加算	308円	616円	924円

排せつ支援加算Ⅲ	21 円	41 円	62 円	科学的介護推進体制加算Ⅰ	41 円	82 円	123 円
栄養マネジメント強化加算	11 円	23 円	34 円	科学的介護推進体制加算Ⅱ	62 円	123 円	185 円
理学療法・作業療法・言語聴覚療法に係る加算注 6	34 円	681 円	102 円	理学療法・作業療法・言語聴覚療法に係る加算注 7	21 円	41 円	62 円
緊急時施設療養費	532 円	1064 円	1596 円				

※自己負担額は概算額です。加算等により増減しますのでご了承ください。

- ⑦日用品費 入所者が使用する実費相当分
理美容料金 実費

6. 日常生活上の留意点

- ①消灯は21時、起床は6時となっています。
- ②朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時となっています。
- ③居室内での飲酒はできません。敷地内はすべて禁煙です。
- ④面会は随時できます。他の入所者様の迷惑にならないようご注意ください。
- ⑤外出される場合は、職員に了解を得た上でお願いします。
- ⑥入所者の病状に応じ、各種検査を定期的に行うことがあります。この場合はあらかじめ説明文書をお渡しします。
- ⑦入所生活にあたっては、医師や看護要員等、職員の指示に従って下さい。指示に従えない場合には退所をお願いする場合もございます。

7. その他

- ①急性増悪等の状態になった場合に、ご説明をさせていただいた上で、転院をお願いする場合もあります。
- ②他の病院等でもらっているお薬等がありましたら、あらかじめご相談下さい。
- ③当施設には、相談員が勤務しておりますので、要望や苦情等は相談員にお寄せいただければ速やかに対応致します。要望や苦情等に関する記録は5年間保管します。

担当 藤田 TEL 0563-72-1701（内線181）
0563-72-0806（直通）

受付時間 月～金（祝日除く） 9:00～18:00

【その他の相談窓口】

西尾市役所 健康福祉部 長寿課 0563-65-2119
安城市役所 福祉部 高齢福祉課 介護審査係 0566-71-2257
碧南市役所 健康推進部 高齢介護課 介護保険係 0566-95-9889
岡崎市役所 福祉部 介護保険課 給付係 0564-23-6682
蒲郡市役所 健康福祉部 長寿課 介護保険担当 0533-66-1176
愛知県国保連合会 介護福祉室 苦情相談室 052-971-4165

8. サービス提供の記録

- ①当施設では、施設サービスの提供日、施設サービスの内容、利用者に代わって支払を受ける施設サ

ービスの額、その他必要な事項を記録し、これを5年間保存します。

- ②利用者からの申し出があった場合には、上記のサービス提供の記録を文書の交付、その他適切な方法によりその情報を提供します。

9. 個人情報の利用

当施設で得た個人情報は、下記の目的に限って使用します。

- ①医療、看護、介護サービスの提供
- ②介護給付費の請求事務
- ③運営管理のうち、利用開始・終了等の管理、会計・経理、事故等の報告、医療・看護・介護サービスの向上にかかる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料
- ④施設内で行う検討等
- ⑤施設案内等の送付
- ⑥医療法人社団福祉会内部での情報共有
- ⑦審査支払機関への診療報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧他の保健医療関連業種との連携
- ⑨家族等への利用者の状況説明
- ⑩賠償責任保険などに係る専門団体、保険会社等への相談、届出

なお、生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。また、利用目的が変更される場合には、事前に変更事由を説明し、同意を得た上で利用変更します。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する担当者を選定しています。

担当者：石川里美

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 業務継続計画の策定について

- ①感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及

び早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

13. ハラスメント対策について

当施設は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組みます。

- ①施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該事業所の職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ③従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

年 月 日

施設サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

西尾市一色町赤羽上郷中 1 1 3 番地 1

医療法人社団福祉会 高須病院 介護医療院

説明者 氏 名 _____ ㊞

私は、本書面により事業者から施設サービスについて、重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(続 柄) _____

(代書した理由) _____